

意見書案第 15 号

国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に
関する意見書

上記意見書案を別紙のとおり提出いたします。

平成20年3月21日提出

提出者	長沼町議会議員	佐々木 信 雄
賛成者	〃	望 月 良 典

長沼町議会議長 駒 谷 広 栄 様

国営造成農業水利施設等の着実な整備・維持・更新に関する意見書

北海道の水田地帯では、専門的な経営主体によるクリーンで効率的な農業が大規模に展開されていますが、良食味米の導入や作業機械の大型化に伴う代掻き期間の短縮、冷害対策として必要となる深水かんがいなどは、最近の稲作農業では不可欠な条件となっています。また、畑作地帯においては、野菜の導入、収量品質や営農の自由度の向上を図るため、畑作かんがい施設の整備需要が高まっています。

このために新たに必要となるかんがい用水は、国策である北海道開発の一環として国営土地改良事業により建設されたダムなど多くの基幹的な農業水利施設があってはじめて地域に確保されるものです。このような整備の積み重ねの成果として、北海道は、我が国の食料自給率の向上に大きな役割を果たしています。

ところが、最近の新聞報道などによると、本来、国の施策として行われるべき大規模な土地改良事業までもが地方に業務移管すべきだと報道されています。

しかしながら、国際的な経済状況や気象条件が激しく変動している状況にあって、国民に安全・安心な食料を安定的に供給すること及びその条件を整えることは国の責務であると考えます。これに加え、北海道農業の将来を考えると、国営土地改良事業により整備された農業水利施設等の老朽化は避けられない課題です。

将来とも十分な施設機能を発揮できる状態を保ち、国民への食料供給という役割を果たすためには、これら国営造成施設等を確実に整備・維持・更新することが重要であり、その業務は当然国の責任として引き続き国営土地改良事業として実施すべきと考えます。

よって、次の事項について強く要望いたします。

記

- 1 国営土地改良事業制度は国の責務として今後とも確保すること。
- 2 上記に必要な体制を存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成20年3月21日

長沼町議会議長 駒谷 広 栄

提出先

内閣総理大臣
総務大臣 各 通
財務大臣
農林水産大臣